

田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、安心して住むことのできるまちづくりを推進するとともに、安全な居住環境に対する町民意識の向上を図るため、住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁等の主要構造部が木材で造られている木造軸組みの住宅をいう。
- (2) 耐震診断 高知県木造住宅耐震診断マニュアル（平成19年3月策定、以下「耐震診断マニュアル」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断士 高知県が実施する耐震診断士養成講習会の課程を修了し、高知県知事から登録を受けた者をいう。
- (4) 指定耐震診断士 緊急に木造住宅耐震診断を実施する木造住宅耐震診断士として、田野町が指定した耐震診断士である者をいう。

(対象となる住宅)

第3条 派遣事業の対象となる住宅は、本町に存し、次に掲げる要件を満たす木造住宅（以下「対象住宅」という。）とする。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもので、階数が2以下のものであること。
- (2) 併用住宅においては、居住の用に供されている部分があるものであること。
- (3) 桝組壁工法又は丸太組工法によって建築されたものでないこと。
- (4) 大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものでないこと。

(申込み)

第4条 派遣事業を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、田野町木造住宅耐震診断申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 別紙1の田野町避難用道路計画に基づく避難ルート沿いに存在し、別紙2に該当す

る対象住宅である場合（以下、沿道該当住宅）は、様式第2号の申込書を町長に提出しなければならない。

（決定及び耐震診断士の派遣）

第5条 町長は、申込者から申込書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断士を派遣することを決定したときは田野町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、速やかに当該派遣を決定した耐震診断士を派遣するものとする。また、耐震診断士を派遣しないことを決定したときは田野町木造住宅耐震診断士派遣却下通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

（結果報告）

第6条 診断士は、派遣事業に係る木造住宅の耐震診断を実施したときは、診断完了後速やかに、その結果を町長に報告しなければならない。

2 沿道該当住宅の場合は、報告の際に耐震改修費内訳書（様式第5号）を提出しなければならない。

（派遣決定の取消し等）

第7条 町長は、受診者が虚偽の申告又は不正の手段により当該派遣の決定を受けたときは、当該決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した派遣費用があるときは、町長は、当該受診者に対し派遣費用に相当する額の納付を命じることができるものとし、又は既に納付した負担金は還付しないものとする。

（守秘義務）

第8条 診断士は、派遣事業に関し知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、令和元年4月1日以降に着手したものに適用する。

（失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の廃止）

3 田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成16年田野町要綱）は、廃止する。

様式第1号

(表面)

田野町木造住宅耐震診断申込書

田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

年 月 日

田野町長 様

〒

申請者 住所.....

ふりがな
氏名.....印

電話.....

フガミリ.....

※ 自治会取りまとめの場合（自治会名： ）

建築物	所在地	田野町			
	所有者				
	建築時期	年 月 頃 竣工			・不明
	延べ床面積	1階	2階	地階	合計
m ²		m ²	m ²	m ²	
希望する診断士	①診断士（指定）		②受託団体の選定		
診断希望日について	月	曜日	時間帯		
		平日・土曜日・日曜日	午前・午後		
備考 (増改築等があれば記入 すること)					

注意事項

- 1 診断日は診断士との打合せにより決定してください。
- 2 裏面の付近見取図を忘れずに記入してください。
- 3 賃貸住宅（共同、長屋住宅等）の場合は、借主全員の同意を得た同意書を添付してください（様式の指定はありません。）。

様式第1号

(裏面)

付近見取図 (方位、道路および目標となる地物を明示してください。)

別紙 (住宅地図) のとおり。

様式第2号

(表面)

田野町木造住宅耐震診断申込書 (※沿道該当物件)

田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

年 月 日

田野町長 様

申請者 住所

ふりがな
氏名 印

電話

フアケマリ

※ 自治会取りまとめの場合 (自治会名 :)

建築物	所在地	田野町			
	所有者				
	建築時期	年 月 頃 竣工			・不明
	延べ床面積	1階	2階	地階	合計
m ²		m ²	m ²	m ²	
沿道該当住宅の当否 ※記入しないでください					
指定耐震診断士 ※記入しないでください					
診断希望日について		月	曜日	時間帯	
			平日・土曜日・日曜日	午前・午後	
備考 (増改築等があれば記入すること)					

注意事項

- 1 診断日は診断士との打合せにより決定してください。
- 2 裏面の付近見取図を忘れずに記入してください。
- 3 賃貸住宅 (共同、長屋住宅等) の場合は、借主全員の同意を得た同意書を添付してください (様式の指定はありません)。

様式第2号

(裏面)

付近見取図 (方位、道路および目標となる地物を明示してください。)

別紙 (住宅地図) のとおり。

年 月 日

田野町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書

様

田野町長

田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定により、年 月 日付けで申込のあった木造住宅耐震診断士派遣事業について、実施することとなりましたので、通知します。

また、当該派遣事業に係る耐震診断士（指定耐震診断士）を下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

耐震診断士（氏名） 又は指定耐震診断士（氏名）

備考

- 1 近日中に診断士から診断実施日の日程調整の連絡があります。
- 2 調査の当日は、立会いをお願いします。また、建物の図面、建築写真等がある方は耐震診断士に提示してください。

様式第4号

年 月 日

田野町木造住宅耐震診断士派遣却下通知書

様

田野町長

田野町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、 年 月
日付けで申込のあった耐震診断について、下記の理由により耐震診断士（指定耐震診断
士）の派遣をしないことを決定しましたので、通知します。

記

(理由)

耐震改修費内訳書

所在地:

所有者:

■耐震改修前の評点

→

■耐震改修後の評点

■概算金額

	A案	B案
	大地震に耐える 必要最小限の案	A案に加えて、その他 (基礎等)も補強した案
評点		
設計費		
工事費		
合計額		

診断の結果、上記のとおり報告します。

耐震診断士 住所

氏名